

4月1日から

後期高齢者医療制度が始まります

国民健康保険や被用者保険（社会保険や共済保険など）の資格を持ち、「老人保健制度」で医療を受けていた人は、4月1日から、これまでの保険から独立した「後期高齢者医療制度」に加入（移行）して医療を受けることとなります。
後期高齢者医療制度の主な内容は、次のとおりです。

対象者	75歳以上の人と一定の障害がある65歳以上の人
保険証	一人に1枚、新しい保険証を送付します。
保険料	対象者全員が納め、原則として年金から天引きされます。
負担割合	医療費の自己負担は1割、現役並み所得者は3割です。
制度運営	福岡県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村で構成）
市町村の役割	申請や届出の窓口業務。保険料徴収業務。

保険証を郵送します

対象者には、3月中旬に「後期高齢者医療制度」の保険証を郵送します。あらかじめ手続きの必要はありません。
4月1日以降、医療機関などで受診するときは、この新しい保険証を使用してください。これまで使っていた国民健康保険や被用者保険などの保険証と老人保健医療受給者証は使用できなくなります。
5月以降に誕生日を迎えて対象になる人は、対象になる月の前月に保険証を郵送します。

- 郵送先などを変更したいときは「保険証の郵送先を変更したい」場合や「市役所の窓口で直接受け取りたい」場合は、市役所1階保険課（⑤番窓口）で申請してください。
- ▼ 持っているもの 身分証明書（免許証など）、現在の保険証、印鑑
- ▼ 申請締切日 3月11日（火）
- ※ 締め切りに間に合わないときや、市役所に来られないときは、事前に電話で連絡してください。
- ▼ 申し込み・問い合わせ 市役所保険課（☎44・2000内線113）



2 保険料の徴収が始まります

対象者は、次のいずれかの方法で保険料を納めることとなります。

納付方法(1)

年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の人は、4月以降、年金支給期（年6回）に年金から天引きされます。

- ※ ただし、次の①または②に該当する場合は、7月～9月は納付書で納付し、10月以降は年金から天引きされます。
- ① 被用者保険の被保険者本人であった人
- ② 一定の障害がある65歳以上74歳以下の人（障害を事由として後期高齢者医療制度の対象となる人）

納付方法(2)

納付方法(1)以外の人は、7月以降、9回に分けて納付書または口座振替で納めます。

※ 被用者保険（政府管掌及び組合管掌保険、船員保険、共済組合など、国民健康保険は該当しません）の被扶養者であった人は、特例措置として、9月までの保険料を納める必要はありません。



3 障害を事由に老人保健の適用を受けている人は、制度に「加入する」「加入しない」の選択ができます

一定の障害がある65歳以上74歳以下の人で、現在老人保健の適用を受けている人は後期高齢者医療制度の対象になりますが、申し出により後期高齢者医療制度に「加入する」「加入しない」の選択ができます。「加入する」「加入しない」によって、保険料や医療費の自己負担割合



などが変わります。

対象者には、2月の初旬にお知らせ文書を送付しています。「加入しない」ことを選択する場合で、また申し出ていない人は、早めに保険課（⑤番窓口）まで申し出ていただく。

3月10日からお問い合わせ窓口(コールセンター)を開設

新しい制度や保険料についての不明な点などに、電話などでお答えするため、お問い合わせ窓口（コールセンター）を開設します。開設期間は、3月10日から10月末までです。福岡県後期高齢者医療広域連合に設置します。

- お問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎092-651-3111
- FAX(言語、聴覚などに障害がある人用) 092-651-3901
- 受付時間 8時30分～17時30分(土、日、祝休日を除く)

